

2026年10月20日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障【長寿介護課】

★(1) 介護保険料・利用料など

① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

⇒次期保険料の算定にあたっては、今後の給付費や認定者の動向や、介護給付費準備基金の残高等を精査の上検討していきます。また、令和6年度から所得段階を12段階から17段階としました。低所得者に対しては、介護保険制度の持続可能性や他の所得段階との負担の公平性も踏まえて検討していきます。

② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

⇒ 収入が著しく減少した方の介護保険料を減免する制度がありますので、継続実施します。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⇒ 第1・2段階の方についての一定要件に該当すれば減免できる制度を継続実施します。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

⇒ 国の特定入所者介護サービス費に沿って運用しています。他市町の状況を把握し課題として研究していきます。

(2) 介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

⇒ 自立支援アセスメントを通して、要支援者のニーズや状態像を分析し、現行相当サービスを含む、実態に即した必要なサービスが受けられるよう留意しています。報酬単価については国の報酬単価に基づき設定しています。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

⇒ 対象地域から外れているため、採用する予定はありません。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

⇒ 国の運用に従い、軽度者に対する一定種目については、原則対象外としていますが、厚生労働大臣が定める告示に該当する者については、一定要件を確認の上可否を判断し、例外的に給付しています。

★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

⇒ 他市町の状況を把握し、研究していきます。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

⇒ 現在市内の被保険者の施設待機者と、施設定員数を比較すると均衡が取れています。ニーズとサービス提供体制を把握しながら整備の必要性を考えていきます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

⇒ 相談を受けた場合、厚労省の定める「特例入所者」の基準に該当すれば「特例入所」を認めています。

★(4) 介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

⇒ 他市町の状況を把握し、研究していきます。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

⇒ 他市町の状況を把握し、研究していきます。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

⇒ 他市町の状況を把握し、研究していきます。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

⇒ 運営指導時に県または市で夜勤体制を含む勤務体制を確認し、指導を行っています。

★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

⇒ 令和8年度より補聴器購入費助成事業を開始しました。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

⇒ 75歳以上の皆さまを対象にミニバス運賃無料事業を行っております。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

⇒ 第10期介護保険事業計画・第11次高齢者福祉計画策定時に同時に認知症施策推進計画も策定する予定です。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

⇒ 徘徊高齢者見守りネットワークの登録時に、個人賠償責任保険の加入希望者に対して保険料無料で実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

⇒「脳の健康度チェック&認知症予防講座」で、将来の認知機能低下リスクのチェックや、認知症予防講座、個別相談及び保健指導を実施しています。無料検診事業については、先進氏の事例を参考に研究していきます。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

⇒作成にあたり、実施しているアンケート調査結果報告書はホームページで公開予定です。また策定に関わる会議の傍聴、議事録の公開についても引き続き実施していきます。市民の意見聴取の機会については、パブリックコメントを引き続き実施していきます。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

⇒作成にあたり、年齢3区分別人口や前期・後期高齢者数、高齢化率や認定率等の推移を把握するとともに、人口や前期・後期高齢者数の将来推計等を分析しています。これらのデータや、市内事業所の稼働率などの状況、近隣市町の施設整備状況等を踏まえ、県と連携した上で、サービス見込み量や施設整備等を検討していきます。

★(8)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

⇒ 要介護1以上を対象にして個別に送付しています。

2. 国保の改善【国保医療課】

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

⇒平成30年度の国保の制度改正により、県が示す納付金を、被保険者から納められる保険税や、国、

県、市の負担金等により納めています。今後も急激な負担増とならないよう、運営協議会のご意見を伺いながら検討します。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。
⇒令和8年度の保険税については、令和7年度の基金の活用や剰余金見込などを総合的に検討し、子ども子育て支援納付金は新設となりましたが、それ以外の税率を据え置きとしました。今後も、基金残額や剰余金見込も含め、総合的な判断により税率を決定します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
⇒制度の実施には、保険税率の引き上げや、一般会計からの繰入により、国保加入者以外の市民の負担を求めることになるため、考えておりません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
⇒国の法体系に準じて対応する予定です。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。
⇒制度の拡充には、保険税率の引き上げや、一般会計からの繰入により、国保加入者以外の市民の負担を求めることになるため、考えておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。
⇒現在、医療費が10割負担となっている被保険者はありません。また、今後もその見込みはありません。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
⇒滞納世帯には、納税相談の機会をできるだけ多く設定し、個別の事情を考慮し対応しています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。
⇒滞納世帯には、納税相談の機会をできるだけ多く設定し、法令等に基づき個別の事情を考慮し対応しています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。
⇒県の調整内容に応じて、保険料(税)の統一をしていく予定です。ただし、大きな負担とならないよう、県と十分に協議します。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。
⇒県の調整内容に応じて、保険料(税)減免制度の統一をしていく予定です。ただし、大きな負担とならないよう、県と十分に協議します。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。
⇒新たな制度創設は考えておりません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
⇒現状は、災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合など、特に必要と認められた場合に適用することとしていますが、今後も国等の動向を注視し、必要に応じて基準の見直しを検討します。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周

知してください。

⇒ホームページにより制度を周知しています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

⇒今後も国や県の方針に基づき発行します。

3. 生活保護・生活困窮者支援【福祉課】

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

⇒生活扶助について国の基準に基づいて実施しています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

⇒生活保護の申請書については、その場で申請される方はもちろんのこと、一度家で申請について考えたいという方に対してもお渡ししています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

⇒生活保護制度を説明した生活保護のしおりを窓口を設置して生活保護制度の周知を行っています。また併せて市のホームページにおいても生活保護制度について掲載しています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

⇒状況に応じて居宅生活ができるよう支援しています。

本市は生活保護施設を所管しておりません。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

⇒制度に基づいて適正に支給等しています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

⇒制度に基づいて適正に対応しています。虐待やDVを受けているとの話がある場合は扶養照会の実施はしておりません。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

⇒個々の事情を丁寧に聞き取ったうえで、制度に基づいて適正に対応します。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

⇒ケースワーカーの担当世帯数は国の標準数を上回ることはないようにしています。上回る恐れがある場合は人事部局と協議を行い人員確保に努めます。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

⇒人事異動の状況にもよりますが、女性ケースワーカーの重要性は認識しています。

現在4人いるケースワーカーのうち、1人が女性となっています。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、

経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

⇒ケースワーカーは、原則社会福祉主事の有資格者の正規職員が対応を行っており、県主催等の研修の機会を捉え参加しています。ケースワーカーの外部委託については、現時点で考えてはおりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

⇒現在、非正規職員での対応となっておりますが、ケースワーカーと連携して就労支援等を行っています。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

⇒国の制度に基づき適切に対応してまいります。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

⇒ 現在、専門的知識を有している社会福祉協議会に委託していますが、連絡を密に取り合って連携を図り、速やかな対応を行っています。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

⇒ 現在、家計改善支援事業など必要となっている事業を行っています。今後、ひきこもりに対する事業や重層的な支援を研究していきます。しおりは作成していませんが、実施している事業についてはホームページで掲載しています。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

⇒ 必要となる財源等を鑑みながら、国や県、近隣自治体の動向を踏まえて研究していきます。また、国や県に対して要望していきます。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

⇒ 現在、事業を実施しております。本年10月末までにつき、事業の周知について継続的に行っています。

4. 福祉医療制度【国保医療課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

⇒ 現在の制度については、縮小せず、存続していく予定です。入院時食事療養の標準負担額は助成対象とする予定はありません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

⇒ 令和7年10月1日診療分より、県内の医療機関で「子ども医療費受給者証」を提示すると、入院、通院ともに18歳到達年度末まで医療費(保険診療分のみ)の自己負担額が「無料」となりました。県外の医療機関については、後日市に領収書等を提出することによって還付を受けることができます。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、す

すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

⇒ **自立支援医療対象者の精神通院の医療費は、既に助成対象(無料)としています。**

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料にしてください。

⇒ **現在の対象を拡大する予定はありません。**

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

⇒ **現在のところ制度を創設・拡充する予定はありません。**

5. 子どもの権利保障【福祉課、こども家庭課、保育支援課、学校教育課、教育庶務課】

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【福祉課】

⇒生活困窮世帯の中高生を対象として「子どもの学習・生活支援事業」を平成28年4月から実施しており、個別の学習支援や社会体験活動等の居場所づくりを目的とした取り組みを行っています。令和4年度からひとり親世帯、令和5年度からは高校生を対象に含め拡充を行い参加者が増加しました。今後も財源の確保等行いながら拡充について検討していきます。子ども食堂や無料塾に関しては、それぞれの団体が独自の目的等を持って活動されていますので、本市としては、各団体の自主的な活動を尊重し、助成制度等の情報を展開、お互いが情報交換する機会の提供といった側面支援を継続していく方針です。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。【こども家庭課】

⇒令和7年4月に「知立市こども家庭センター」を設置し、保健師、教員、保育士等の資格を有する職員を増員するなど、児童虐待や支援を要する家庭への相談支援体制の充実を図っています。

(2)就学援助制度の拡充【学校教育課】

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

⇒世帯構成により多少の差は生じますが、4人家族では生活保護基準額の約1.4倍となります。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

⇒経済的な理由によって就学困難な児童若しくは生徒が義務教育の円滑な実施に資するために「クラブ活動費」・「卒業アルバム代」の追加を検討します。また、「オンライン学習通信費」は、市が負担(ルーターを借用している場合の通信費)しています。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

⇒申請は学校と市役所窓口どちらでも受け付けしています。周知は、児童生徒の状況をよく知る学校がその状況を配慮し随時行っていますが、年度途中でも申請出来ることを、入学説明会や市の広報紙及び市ホームページで周知を図ります。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。【教育庶務課】

小学校は、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」補助及び市の財源からの支出により無償化しました。中学校は、学校給食法の規定に基づき、学校給食に要する費用(食材購入相当分)を保護者の負担とさせていただいております。なお、令和4年度からの食

材費の高騰分に関しては、公費負担を継続しています。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。【学校教育課】

⇒現在は経済的な事情により支援が必要なご家庭にたいして、就学支援制度により教材費・修学旅行費・制服代等の援助を行っております。全てのご家庭を対象とした無償化については、国や県、近隣市町の動向を見ながら、研究を進めてまいります。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について【保育支援課】

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

⇒市町村民税所得割額が 77,101 円未満世帯の子ども及び18歳以下の第三子以降は給食費の免除を行っています。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

⇒すべての施設で、自園調理にて給食を提供しています。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上【保育支援課】

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

⇒国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1については、公私ともに実施しています。また、1歳児について、4対1で独自に実施しています。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

⇒現在、公立施設の統廃合や民間移管の予定はありません。また、公立保育園については、「知立市公共施設保全計画」に基づき計画的に整備等実施しています。

育休退園については、令和6年度より2歳児の継続入園を認めています。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

⇒保育士の有資格者の配置のもと実地調査を行っております。

④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

⇒こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)については、公立保育園1園で実施しており、現在のところ民間事業者が事業を実施する予定はありません。

6. 障害者・児施策【福祉課】

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

⇒市独自の手当として知立市心身障害者扶助料を支給していますが、現在のところ増額する予定はありません。

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

⇒在宅の障がい者の生活状況を踏まえ、グループホームへの入居や障害者支援施設への入所のニー

ズを把握していきます。

2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

⇒小規模のグループホームには休日の運営に必要な経費を補助しています。

3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

⇒夜間の職員体制および常勤の看護師の配置について市独自の補助等をする予定はなく、支援に適切な人員が確保されるよう事業所に働きかけていきます。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

⇒障害福祉サービス等の支給決定基準に基づき適切な支給量を定めていきます。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

⇒居宅介護等のニーズを把握し、必要に応じて障害福祉計画等に反映していきます。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

⇒現行の報酬単価を増額する予定はありません。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

⇒すでに児童発達支援センターを開所し、保育所等での障がい児の受入れを実施しています。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

⇒給食費などの実費は、保護者の負担とさせていただいています。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

⇒基幹相談支援センター等に相談支援専門員を配置するための費用を助成しています。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

⇒基幹相談支援センターに相談窓口を設置し、障がい者の意向を踏まえて支援につなぐよう取り組んでいます。虐待を認定した事案については、相談支援専門員によるモニタリングを実施しながらその家族を見守っていきます。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

⇒介護保険サービスに相当する障害福祉サービスについては、介護保険サービスが優先されと考えていますので、やむを得ない事情により障害福祉サービスの利用が必要なときは、ケース会議や障害者総合支援認定審査会の委員の意見を踏まえて対応していきます。

7. 予防接種【健康増進課】

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

⇒高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種について、市民税非課税世帯及び生

活保護法による被保護世帯に属する場合は自己負担を無料にしています。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

⇒これらの予防接種については、国が安全性や費用対効果について研究を続けています。引き続き動向を注視していきます。

8. 健診・検診【健康増進課】

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

⇒令和5年4月より産後健診の助成を2回に拡充しています。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

⇒5歳児健診については、実施方法、対象者の選定、従事者等を現在検討しています。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

⇒妊娠期から産後1年未満での歯科健診受診に対して、助成を行っています。妊娠期・産後、それぞれの時期への助成拡充の予定はありません。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

⇒常勤ではありませんが会計年度任用職員を雇用して歯科事業を進めています。

9. 地域の保健・医療【健康増進課】

①公立病院の経営形態を維持してください。

⇒本市に公立病院はありません。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

⇒本市に公立病院はありません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。【関係課(予定がある場合)】

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急実現してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上